

八戸学院大学同窓会岩手・秋田支部 規約

- 第1条(名称) 本会は、八戸学院大学同窓会岩手・秋田支部と称する。
- 第2条(目的) 本会は、会員相互の連絡を図り、親睦を深めるとともに、母校と密接なる連絡を保ち、その発展を図ることを以て目的とする。
- 第3条(会員) 本会の会員は、八戸学院大学の同窓生で、岩手県・秋田県に居住または勤務する者とする。岩手県・秋田県に居住している母校教職員(旧教職員を含む)を特別会員とすることができる。
- 第4条(役員) 本会に、次の役員を置く。
支部長 1名 副支部長 若干名
役員の任期は2年間とする。ただし再選を妨げない。
- 第5条(会議) 本会の会議は支部会および役員会とし、支部会は年1回、役員会は支部長が必要と認めたときに随時開催する。
会議の議決は出席者の過半数を以て決する。
- 第6条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。顧問は支部長の推薦により支部会で決定する。
- 第7条(改廃) 本規約の改廃は、支部会の承認を得なければならない。

- 付 則 1. この規約は、平成23年10月8日より施行する。
2. 平成25年 7 月 7日改訂